

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会(第9回)

日 時：平成24年7月30日(月)

午後1時～

会 場：鳥取市役所5階 議場

— 日 程 —

1 開 会

2 耐震改修案等の検証作業について

3 その他

4 閉 会

鳥取市庁舎耐震改修案の検証について

■検証の主体

- * 前特別委員会が「現本庁舎の改修等に当たってはこれから検討すべき事項が多く残されており、今後も調査、研究を続ける必要がある」と最終報告している。
- * 「鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会」において、参考人を2回招致し、説明を受けたが、住民投票条例第2条第1項第2号（以下、耐震改修案という）の内容について、さらに検証が必要とし、合意が得られていない。
- * 今回の場合、地方自治法第100条の2（専門的知見の活用）に基づき、市議会として耐震改修案の内容を検証するための調査業務を依頼するのが妥当である。
- * 依頼先については特別委員会で選定し、本会議での議決により決定される。

■第3者の選定要件

- ・ 業務内容を確実に遂行できる専門家
- ・ 業務遂行能力の担保の面から複数候補者の中から選定

<複数候補者の例（総合設計コンサル）>

- 1 鳥取市入札参加資格者名簿における一級建築士数上位5
- 2 2010年度国内売上高上位5

■参考

地方自治法第100条の2（専門的知見の活用）に基づき、有識者に調査業務を委託する場合は、相手が特定されるため随意契約となる。

（契約の締結）

地方自治法第234条 略・・・一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

（随意契約）

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 略・・・その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
<相手が客観的に特定される場合>